

びわこ学院大学短期大学部 学則

制定 平成2年4月1日
最終改訂 令和5年4月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に基づき学校教育法の定める短期大学として学芸を教授・研究するとともに、複雑、多様化する現代社会において、より豊かに生きるために必要とする幅広い知識と思考方法を修得させ、日常に起こる諸問題を合理的かつ科学的に解決することのできる教養豊かで、円満な人格をもつ人物を育成することを目的とする。

2 ライフデザイン学科は、生活設計に関わる広範な知識・技術を教授し、企業実務、教育および福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の自己点検及び評価の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(教育方法等の改善)

第3条 本学は、教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修を実施するものとする。

2 前項の教育方法等の改善に関して必要な事項は、別に定める。

(情報の提供)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 学部・学科の組織及び定員

(大学の名称・位置)

第5条 本学は、びわこ学院大学短期大学部と称する。

第5条の2 本学は、滋賀県東近江市布施町29番地に置く。

(学科)

第6条 本学に次の学科を置く。

ライフデザイン学科

(学生定員)

第7条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員	学年あたりの学級数
ライフデザイン学科	80名	160名	
児童学コース	30名	60名	
健康福祉コース	30名	60名	1
キャリアデザインコース	20名	40名	

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 本学の修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第9条 学生は、4年を超えて在学することができない。

2 転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第11条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は必要に応じて各学期の開始日及び終了日を変えることができる。

(休業日)

第12条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日 11月1日

(4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 7月21日から9月10日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず学長は必要に応じて休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

(授業期間)

第13条 授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、年間35週以上にわたることを原則とする。

第5章 入学及び編入学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、必要と認められた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者に限る。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18に達した者

(入学の出願)

第16条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに宣誓書、保証人の保証書及び必要な書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に学長は入学を許可する。

3 前2項の規定は、転入学及び再入学についても適用する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、保証人を定めなければならない。

2 保証人は、その学生の在学中、すべての件につき保護者と連帯して責任を負わねばならない。

3 保証人に、異動があった時又は死亡した時はただちに届け出なければならない。

(転入学)

第20条 他の短期大学の学生が本学に転入学を願い出た場合は、本学に欠員があり、かつ、その者が所属する短期大学の学長の承認があるときに限り、学長は教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項のほか転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転コース)

第 20 条の 2 本学に 1 年以上在学し、他のコースに転コースを希望する者は、学長の許可を得て転コースすることができる。

2 前項のほか転コースに関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 21 条 本学を中途退学した者で、退学した日の翌日から 2 年以内に再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ再入学を許可することができる。

2 前項のほか再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(転入学等の場合の取り扱い)

第 22 条 本学則第 20 条及び第 21 条の規定により入学を許可された者、第 20 条の 2 の規定により転コースを許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 6 章 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第 23 条 疾病その他特別の事由により 3 月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 24 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 9 条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第 25 条 休学期間中の者が、その事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第 26 条 他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

第 27 条 削除

(留学)

第 28 条 外国の大学で学修を志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、外国の大学での在学期間 1 年に限り、本学における在学期間に含めることができる。

(退学)

第 29 条 疾病その他特別の事由により退学しようとする者は、保証人連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 30 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第9条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第24条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第31条 前条第3号の規定により除籍された者が、除籍となった日の翌日より2年以内に本学へ復籍を志望するときは、欠員のある場合に限り、相当年次に復籍を許可することができる。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第32条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要と認めるときは別表第1に掲げるもののほか臨時に授業科目を開設することができる。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第34条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業を講義と実習など2以上の方法を併用して行う場合は、15時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

(学習の評価)

第36条 学習の評価は、S・A・A・B・C・Dの5種の評語をもって表し、S・A・A・B・Cを合格とする。

2 前項の規定による学習の評価の評価基準は、別に定める。

(履修科目の登録制限)

第37条 学生は各学期初めに履修する授業科目を選定し、学長に届け出るものとする。

- 2 学生が年間又は学期毎に登録できる履修科目(単位数)には、上限を設ける。
- 3 履修科目の登録制限に関して必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 38 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位については、30 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位の単位数とみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、第1項に規定する協議は省略することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 39 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 40 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学において修得した単位(科目履修生として修得した単位を含む。)を入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により与えることができる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第38条及び前条の規定により修得したとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第8章 免許状及び資格の取得

(免許状及び資格の課程)

第 41 条 免許状及び資格取得のために、情報処理士資格課程、実践キャリア実務士課程、介護福祉士養成課程、健康管理士一般指導員課程、社会福祉主事任用資格課程、指定保育士養成課程、教育職員養成課程及び准学校心理士資格課程を置く。

第 42 条 削除

第 43 条 削除

(情報処理士資格課程)

第 44 条 情報処理士の資格を得ようとする者は、全国大学実務教育協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第4-1のとおりとする。

3 情報処理士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(実践キャリア実務士課程)

第 44 条の2 実践キャリア実務士の資格を得ようとする者は、全国大学実務教育協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及び単位は別表第4-2のとおりとする。

3 実践キャリア実務士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(介護福祉士養成課程)

第 45 条 介護福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 5 のとおりとする。
- 3 養成施設指定規則別表第 4 に相当する科目の出席時数が、同規則に定める時間数の 3 分の 2 (ただし、介護実習については 5 分の 4) に満たない者については、当該科目の単位は与えないものとする。
- 4 介護福祉士受験資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(健康管理士一般指導員課程)

第 45 条の 2 健康管理士一般指導員の受験資格を得ようとする者は、日本成人病予防協会の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 5 - 2 のとおりとする。
- 3 健康管理士一般指導員受験資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(社会福祉主事任用資格)

第 46 条 社会福祉主事任用資格を得ようとする者は、社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 6 のとおりとする。
- 3 社会福祉主事任用資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(指定保育士養成課程)

第 46 条の 2 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得し、卒業要件を満たして卒業しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 8 のとおりとする。
- 3 保育士資格の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(教育職員養成課程)

第 46 条の 3 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則の規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭 2 種免許状とする。
- 3 前項の授業科目及び単位は別表第 9 のとおりとする。
- 4 教育職員免許状の取得に関して必要な事項は、別に定める。

(准学校心理士資格)

第 46 条の 4 准学校心理士資格を得ようとする者は、一般社団法人学校心理士認定運営機構の定める規定により、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 前項の授業科目及び単位は別表第 10 のとおりとする。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第 47 条 本学に 2 年 (第 20 条又は第 21 条の規定により入学した者にあつては第 22 条の規定により定められた年数) 以上在学し、所定の授業科目を履修して 62 単位以上 (健

康福祉コースにあつては、あわせて介護福祉士資格取得要件を充足することが必要)を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位)

第 48 条 前条の規定により卒業した者には、以下の学位を授与する。

ライフデザイン学科児童学コース	短期大学士 (児童学)
ライフデザイン学科健康福祉コース	短期大学士 (社会福祉学)
ライフデザイン学科キャリアデザインコース	短期大学士 (家政学)

第 10 章 入学検定料、入学料、授業料及びその他の費用

(納付金)

第 49 条 入学検定料、入学料、授業料、施設設備費及び実験実習費等の納付金は、別表第 7 のとおりとする。

2 修業年限を超えて在籍する者の授業料等については、別に定める。

(納付の方法)

第 50 条 授業料及び施設設備費は、年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情がある者については、一括納入又は延納を認めることができる。

春学期 (4 月 1 日から 9 月 30 日まで) 納 期 4 月中

秋学期 (10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) 納 期 10 月中

(復学等の場合の授業料等)

第 51 条 春学期又は秋学期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 52 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付しなければならない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第 53 条 春学期又は秋学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 54 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

2 前項にかかわらず、休学開始日が月の初日となる者については、当該月の授業料等は免除する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 55 条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生等の授業料等)

第 56 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第 57 条 既納の入学検定料、入学料及び授業料等は返還しない。ただし、入学手続き時における入学料以外の取り扱いについては、別に定める。

第 11 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 58 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 59 条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目の一部を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 60 条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 61 条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 62 条 学生として表彰に値する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

2 表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 63 条 本学の学則及び諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者については、教授会の議を経て、学長が懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 本条に規定するもののほか、懲戒に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 教職員組織

(教職員組織)

第64条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

(事務局)

第65条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織及び分掌は、別に定める。

(教授会)

第66条 本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 教育研究施設

(図書館)

第67条 本学に図書館を置き、教職員及び学生の教育研究の向上に資する。

2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(センター)

第67条の2 廃止

第15章 公開講座

(公開講座)

第68条 学生並びに社会人の教養を高め、地域文化の向上と発展に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関して必要な事項は、別に定める。

第16章 学則の改廃

(学則の改廃)

第69条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日より一部改正して施行する。
- 2 第40条の規定は、平成4年度以後の入学生について、適用するものとし、平成3年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成4年6月27日より施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月26日に一部改正して施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第22条、第23条、第29条及び第39条の規定は、平成6年度以後の入学生について、適用するものとし、平成5年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第22条、第23条、第29条、第39条及び第40条の規定は、平成8年度以後の入学生について、適用するものとし、平成7年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、平成9年度以後の入学生について、適用するものとし、平成8年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第22条、第23条、第29条、第34条、第35条、第39条及び第41条の規定は、平成10年度以後の入学生について、適用するものとし、平成9年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年3月26日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月10日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第4条、第22条、第23条、第24条及び第40条の規定は、平成19年度以後の入学生について、適用するものとし、平成18年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 第18条の規定は、平成19年度以後の入学生について、適用するものとし、平成18年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年9月18日より施行する。
- 2 第32条の改正は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 第7条、第44条第2項及び第48条の改正は、平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 学則第7条に定める定員、第32条第1項、第41条に定める教育課程の取り扱いについては、平成26年度入学生より適用し、平成25年度以前の入学生は、従前の学則によるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 第7条、第32条、第41条、第45条第2項、第46条第2項、第46条の2、第46条第3項、第47条及び第48条の規定は平成29年度以降の入学生について適用するものとし、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 第44条、第44条の2の規定は平成30年度以降の入学生について適用するものとし、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 第32条、第41条、第45条第2項、第46条第2項、第46条の2及び第46条の3の規定は平成31年度以降の入学生について適用するものとし、平成30年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 第7条、第41条、第45条の2、第47条、第48条の規定は令和2年度以降の入学生について適用するものとし、平成31年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 第41条、第46条の4の規定は令和2年度以降の入学生について適用するものとし、平成31年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年12月別表1、別表4-1、別表8、別表9改正)

- 1 この学則は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 第32条、第44条、第44条の2の規定は令和5年度以後の入学生について適用するものとし、令和4年度以前の入学生については、従前の例による。

別表第1 ライフデザイン学科教育課程

区分	授業科目の名称	単位数						配当年次	授業形態			学則第34条の別に定める単位計算	備考			
		児童学コース		健康福祉コース		キャリアデザインコース			講義	演習	実技・習					
		必修	選択	必修	選択	必修	選択					1単位当たり授業時間数				
教養教育科目	基礎科目	現代基礎教養(社会)A		2		2		2	1	春	○			15時間		
		現代基礎教養(社会)B		2		2		2	1	春	○			15時間		
		現代基礎教養(数学)		2		2		2	1	秋	○			15時間		
		日本国憲法		2		2		2	2	春	○			15時間		
		人権教育	2		2		2		2	秋	○			15時間		
	健康科目	健康・運動の科学		2		2		2	2	秋	○			15時間		
		体育実技		1		1		1	2	春			○	30時間		
	大学入門科目	リテラシー入門	1		1		1		1	春		○		30時間		
		キャリアデザイン	1		1		1		1	春		○		30時間		
		PBL演習	1		1		1		1	秋		○		30時間		
	ユニバーサル科目	パソコン活用Ⅰ		1		1	1		1	春		○		30時間		
		パソコン活用Ⅱ		1		1	1		1	秋		○		30時間		
		人間関係とコミュニケーション演習A		1	1			1	2	秋		○		30時間		
		人間関係とコミュニケーション演習B		1		1		1	2	秋		○		30時間		
		英会話		2		2		2	2	通		○		30時間		
		中国語会話		2		2		2	2	通		○		30時間		
		ポルトガル語会話		2		2		2	2	通		○		30時間		
	国際理解		2		2		2	1	秋	○			15時間			
	留学生科目	実用日本語Ⅰ		2		2		2	1	春	○			15時間		◆留学生のみ
		実用日本語Ⅱ		2		2		2	1	秋	○			15時間		◆留学生のみ
上級日本語Ⅰ			2		2		2	2	春	○			15時間	◆留学生のみ		
上級日本語Ⅱ			2		2		2	2	秋	○			15時間	◆留学生のみ		
専門教育科目	学科コア科目	人間関係とコミュニケーション	2		2		2		1	春	○			15時間		
		ライフデザイン基礎	2		2		2		1	通		○		30時間		
		ライフデザイン研究	2		2		2		2	通		○		30時間		
	児童学科目	保育・教職論		2					1	春	○			15時間		
		教育原理	2			2		2	1	春	○			15時間		
		保育原理	2			2		2	1	春	○			15時間		
		保育・教育心理学		2				2	1	秋	○			15時間		
		発達心理学		1		1		1	2	春		○		30時間		
		子ども家庭支援の心理学		2				2	2	春	○			15時間		
		教育行政学		2				2	2	秋	○			15時間		
		保育・教育課程論	2					1	1	秋	○			15時間		
		幼児と健康		1					1	春		○		15時間		
		幼児と人間関係		1					1	秋		○		15時間		
		幼児と環境		1					1	春		○		15時間		
		幼児と言葉		1					1	春		○		15時間		
		幼児と音楽表現		1					2	春		○		15時間		
		幼児と造形表現		1					1	秋		○		15時間		
		幼児と身体表現		1					1	秋		○		15時間		
		保育内容総論	1						2	春		○		30時間		
		保育内容健康	1						2	春		○		30時間		
		保育内容人間関係	1						2	春		○		30時間		
		保育内容環境	1						1	秋		○		30時間		
		保育内容言葉	1						1	秋		○		30時間		
		保育内容表現	1						2	秋		○		30時間		
		教育方法学		2					2	春	○			15時間		
		幼児理解	2						1	春		○		15時間		
		保育・教育相談		2					2	春	○			15時間		
		児童福祉論		2					1	春	○			15時間		
		相談援助演習		1					2	秋		○		30時間		
		社会的養護		2					1	春	○			15時間		
		子どもの保健		2					2	春	○			15時間		
		子どもの健康と安全		1					1	秋		○		30時間		
		子どもの食と栄養		2					2	秋2		○		30時間		
家族援助論		2					2	秋	○			15時間				
地域家庭連携論		2					2	春	○			15時間				
乳児保育総論		2					1	秋	○			15時間				
乳児保育演習		1					1	秋		○		30時間				
社会的養護内容		1					1	秋		○		30時間				

専門教育科目	児童学 科目	障害児保育演習	2			2	秋	○		15時間			
		音楽Ⅰ	1			1	春	○		30時間			
		音楽Ⅱ	1			1	秋	○		30時間			
		教育実習	5			2	秋		○	30時間			
		保育実習指導Ⅰ	2			1秋・2春		○		30時間			
		保育実習Ⅰ(施設)	2			1	秋		○	40時間			
		保育実習Ⅰ(保育所)	2			2	通		○	40時間			
		保育実習指導Ⅱ	1			2	通		○	30時間			
		保育実習Ⅱ	2			2	通		○	40時間			
		保育実習指導Ⅲ	1			2	通		○	30時間			
		保育実習Ⅲ	2			2	通		○	40時間			
		保育・教職実践演習(幼稚園)	2			2	秋		○	15時間			
		幼児コミュニケーション研究	2			2	秋		○	15時間			
		幼児教育支援実践学習	2			2	秋		○	15時間			
		特別支援教育論	2			1	春	○		15時間			
		インクルージョン教育論	2			2	秋	○		15時間			
		発達障害アセスメント論	2			2	秋	○		15時間			
		発達障害指導論	2			2	春	○		15時間			
		健康福祉 科目	生活と福祉	2	2		2	1	秋	○		15時間	
			人間の尊厳と自立	2	2		2	2	春	○		15時間	
社会保障制度総論	2		2		2	1	春	○		15時間			
レクリエーション論	2			2	2	1	春	○		15時間			
介護の基本Ⅰ			4			1	春2	○		15時間			
介護の基本Ⅱ			4			1	秋2	○		15時間			
介護の基本Ⅲ			4			2	秋2	○		15時間			
コミュニケーション技術			2			1	春	○		15時間			
コミュニケーション技術演習			1			1	秋		○	30時間			
生活支援技術概論A			2			1	春	○		15時間			
生活支援技術概論B			2			1	秋	○		15時間			
生活支援技術演習A			2			1	春2		○	30時間			
生活支援技術演習B			2			1	秋2		○	30時間			
生活支援技術演習C			2			2	秋2		○	30時間			
生活支援技術演習D			2			2	春2		○	30時間			
介護過程Ⅰ			1			1	春		○	30時間			
介護過程Ⅱ			2			1	秋2		○	30時間			
介護過程Ⅲ			1			2	春		○	30時間			
介護過程Ⅳ			1			2	秋		○	30時間			
介護総合演習Ⅰ			1			1	春		○	30時間			
介護総合演習Ⅱ			1			1	秋		○	30時間			
介護総合演習Ⅲ			1			2	春		○	30時間			
介護総合演習Ⅳ			1			2	秋		○	30時間			
介護実習Ⅰ			2			1	秋			○	40時間		
介護実習Ⅱ			5			1	秋			○	38時間		
介護実習Ⅲ			1			1	春			○	40時間		
介護実習Ⅳ			4			2	春			○	35時間		
医療的ケアⅠ			4			2	春2	○			15時間		
医療的ケアⅡ			2			2	秋2		○		30時間		
発達と老化の理解Ⅰ			2			1	秋	○			15時間		
発達と老化の理解Ⅱ			2			2	春	○			15時間		
認知症の理解Ⅰ			2			1	秋	○			15時間		
認知症の理解Ⅱ			2			2	春	○			15時間		
障害の理解Ⅰ			2			1	秋	○			15時間		
障害の理解Ⅱ		2			2	春	○			15時間			
こころとからだのしくみの基礎A		2		2	1	春	○			15時間			
こころとからだのしくみの基礎B		2		2	1	秋	○			15時間			
こころとからだのしくみの理解A		2		2	1	秋	○			15時間			
こころとからだのしくみの理解B		2		2	2	春	○			15時間			

別表第4-1(第44条関係)

情報処理士資格取得に関する授業科目

令和5(2023)年度以降入学生適用

指定科目の分類(法定)	単位数	本学開講科目名	単位数	備考	
領域1	2	情報処理論	2	必修	※全ての選択 科目の中から 10単位 以上修得
		情報倫理論	2	選択※	
		パソコン活用Ⅰ	1	選択※	
		パソコン活用Ⅱ	1	選択※	
		データサイエンス基礎演習	2	選択※	
		WEBリテラシー	2	選択※	
		ホームページデザイン論・演習	2	選択※	
		DTPデザイン論・演習	2	選択※	
領域2	2	プレゼンテーション技術論・演習	2	必修	
		キャリアデザイン	1	選択※	
		人間関係とコミュニケーション	2	選択※	
領域3	2	ライフデザイン研究	2	必修	
		PBL演習	1	選択※	
		企業体験	2	選択※	

別表第4-2(第44条の2関係)

実践キャリア実務士資格取得に関する授業科目

令和5(2023)年度以降入学生適用

指定科目の分類(法定)	単位数	本学開講科目名	単位数	備考	
領域1	2	くらしと仕事	2	必修	※全ての選択 科目の中から 12単位 以上修得
		キャリアデザイン	1	必修	
		リテラシー入門	1	選択※	
		パソコン活用Ⅰ	1	選択※	
		パソコン活用Ⅱ	1	選択※	
		ビジネス文書	2	選択※	
		ビジネス入門	2	選択※	
		プレゼンテーション技術論・演習	2	選択※	
		人間関係とコミュニケーション	2	選択※	
領域2	2	ライフデザイン研究	2	必修	
		PBL演習	1	選択※	
		企業体験	2	選択※	

別表第5(第45条関係)

介護福祉士受験資格取得に関する授業科目

平成31(2019)年度以降入学生適用

指定科目の分類(法定)	時間数
人間の尊厳と自立	30
人間関係とコミュニケーション	30
社会の理解	60
(人間と社会)選択科目	120
介護の基本	180
コミュニケーション技術	60
生活支援技術	300
介護過程	150
介護総合演習	120
介護実習	450
発達と老化の理解	60
認知症の理解	60
障害の理解	60
こころとからだのしくみ	120
医療的ケア	50

本学開講科目名	単位数	備考
人間の尊厳と自立	2	必修
人間関係とコミュニケーション	2	必修
人間関係とコミュニケーション演習A	1	必修
人間関係とコミュニケーション演習B	1	選択
生活と福祉	2	必修
社会保障制度総論	2	必修
レクリエーション論	2	選択
現代基礎教養(社会)A	2	選択
現代基礎教養(数学)	2	選択
ライフデザイン基礎	2	必修
ライフデザイン研究	2	必修
介護の基本Ⅰ	4	必修
介護の基本Ⅱ	4	必修
介護の基本Ⅲ	4	必修
コミュニケーション技術	2	必修
コミュニケーション技術演習	1	必修
生活支援技術概論A	2	必修
生活支援技術概論B	2	必修
生活支援技術演習A	2	必修
生活支援技術演習B	2	必修
生活支援技術演習C	2	必修
生活支援技術演習D	2	必修
介護過程Ⅰ	1	必修
介護過程Ⅱ	2	必修
介護過程Ⅲ	1	必修
介護過程Ⅳ	1	必修
介護総合演習Ⅰ	1	必修
介護総合演習Ⅱ	1	必修
介護総合演習Ⅲ	1	必修
介護総合演習Ⅳ	1	必修
介護実習Ⅰ	2	必修
介護実習Ⅱ	5	必修
介護実習Ⅲ	1	必修
介護実習Ⅳ	4	必修
発達と老化の理解Ⅰ	2	必修
発達と老化の理解Ⅱ	2	必修
認知症の理解Ⅰ	2	必修
認知症の理解Ⅱ	2	必修
障害の理解Ⅰ	2	必修
障害の理解Ⅱ	2	必修
こころとからだのしくみの基礎A	2	必修
こころとからだのしくみの基礎B	2	必修
こころとからだのしくみの理解A	2	必修
こころとからだのしくみの理解B	2	必修
医療的ケアⅠ	4	必修
医療的ケアⅡ	2	必修

別表第5-2(第45条の2関係)

健康管理士に関する授業科目

令和2(2020)年度以降入学生適用

指定科目	本学開講科目名	単位数	備考
①健康管理学	こころとからだのしくみの基礎A	2	必修
	こころとからだのしくみの基礎B	2	必修
②生活習慣病の基礎知識	障害の理解 I	2	必修
	こころとからだのしくみの基礎A	2	必修
	こころとからだのしくみの理解A	2	必修
③心の健康管理	こころとからだのしくみの基礎A	2	必修
	こころとからだのしくみの基礎B	2	必修
	こころとからだのしくみの理解A	2	必修
④生活を守る栄養学	生活支援技術概論A	2	必修
	生活支援技術概論B	2	必修
	生活支援技術演習A	2	必修
	生活支援技術演習B	2	必修
⑤生活環境と健康	生活支援技術概論A	2	必修
	生活支援技術概論B	2	必修
	生活支援技術演習A	2	必修
	生活支援技術演習B	2	必修
⑥身体を守る健康知識	こころとからだのしくみの基礎B	2	必修
	生活支援技術概論A	2	必修
	生活支援技術演習A	2	必修
	認知症の理解 I	2	必修
	介護の基本 I	4	必修

別表第6(第46条関係)

社会福祉主事任用資格取得に関する授業科目

平成31(2019)年度以降入学生適用

指定科目の分類(法定)	時間数	本学開講科目名	単位数	備考
社会福祉概論	—	生活と福祉	2	3科目以上 選択必修
社会保障論	—	社会保障制度総論	2	
介護概論	—	介護の基本Ⅰ	2	
老人福祉論	—	発達と老化の理解Ⅰ	2	
※右記2科目で1科目とする。		発達と老化の理解Ⅱ	2	
障害者福祉論	—	障害の理解Ⅰ	2	
※右記2科目で1科目とする。		障害の理解Ⅱ	2	
児童福祉論	—	児童福祉論	2	
家庭福祉論	—	家族援助論	2	
保育理論	—	保育原理	2	
教育学	—	教育原理	2	

別表第7(第49条関係)

納付金

区 分	金 額
入学検定料	30,000円
入 学 料	230,000円
授 業 料	年額 760,000円
施設設備費	年額 240,000円
実験実習費	別に定める

保育士資格取得に関する授業科目

令和4(2022)年度以降入学生適用

◆ 必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目				本学における授業科目名			最低必要 単位数
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	単位数	履修方法	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2	必修	2
	教育原理	講義	2	教育原理	2	必修	2
	子ども家庭福祉	講義	2	児童福祉論	2	必修	2
	社会福祉	講義	2	生活と福祉	2	必修	2
	子ども家庭支援論	講義	2	家族援助論	2	必修	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護	2	必修	2
	保育者論	講義	2	保育・教職論	2	必修	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	保育・教育心理学	2	必修	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2	必修	2
	子どもの理解と援助	演習	1	幼児理解	2	必修	2
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2	必修	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2	必修	2
	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論	2	必修	2
保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	1	必修	1
	保育内容演習	演習	5	保育内容健康	1	必修	1
				保育内容人間関係	1	必修	1
				保育内容環境	1	必修	1
				保育内容言葉	1	必修	1
				保育内容表現	1	必修	1
	保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	1	必修	1
				幼児と人間関係	1	必修	1
				幼児と環境	1	必修	1
				幼児と言葉	1	必修	1
				幼児と音楽表現	1	必修	1
				幼児と造形表現	1	必修	1
				幼児と身体表現	1	必修	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育総論	2	必修	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育演習	1	必修	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1	必修	1
	障害児保育	演習	2	障害児保育演習	2	必修	2
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護内容	1	必修	1	
子育て支援	演習	1	相談援助演習	1	必修	1	
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ(施設)	2	必修	2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習Ⅰ(保育所)	2	必修	2
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実習指導Ⅰ	2	必修	2
				保育・教職実践演習(幼稚園)	2	必修	2
必要単位数			51		55		55

◆ 選択必修科目

児童福祉法施行規則に定める規定科目				本学における授業科目名			最低必要 単位数	
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目	単位数	履修方法		
保育の本質・目的に関する科目				特別支援教育論	2	選択(※)		
保育の対象の理解に関する科目				発達障害アセスメント論	2	選択(※)		
保育の内容・方法に関する科目				発達心理学	1	選択(※)		
				人間関係とコミュニケーション	2	必修	2	
				教育方法学	2	選択(※)		
				音楽Ⅰ	1	必修	1	
				音楽Ⅱ	1	必修	1	
				インクルージョン教育論	2	選択(※)		
				発達障害指導論	2	選択(※)		
				保育・教育相談	2	選択(※)		
	保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ	2	} これら2つの 組み合わせ	3
		保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ	1		
保育実習Ⅲ		実習	2	保育実習Ⅲ	2	} より1組 選択必修	7	
保育実習指導Ⅲ		演習	1	保育実習指導Ⅲ	1			
必要単位数					23		7	

履修上の注意

- ・「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅱ」または「保育実習Ⅲ」「保育実習指導Ⅲ」のいずれか1組3単位修得
- ・選択(※)の中から2単位以上修得
- ・教養教育科目「基礎」「大学入門」「人間関係とコミュニケーション演習A」「人間関係とコミュニケーション演習B」「国際理解」から6単位以上、「健康・運動の科学」・「体育実技」から3単位以上、『英会話』『中国語会話』『ポルトガル語会話』から2単位選択必修

別表第9（第46条の3関係）

教育職員免許状取得に関する授業科目（幼稚園二種）

令和4(2022)年度以降入学生適用

免許法施行規則に規定する科目名		単位数	本学開設授業科目	単位数	履修方法	
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	幼児と健康	1	必修
			人間関係	幼児と人間関係	1	必修
			環境	幼児と環境	1	必修
			言葉	幼児と言葉	1	必修
			表現	幼児と音楽表現	1	必修
				幼児と造形表現	1	必修
				幼児と身体表現	1	必修
		保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	1	必修	
			保育内容健康	1	必修	
			保育内容人間関係	1	必修	
			保育内容環境	1	必修	
			保育内容言葉	1	必修	
			保育内容表現	1	必修	
		12		13		
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	必修	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	保育・教職論	2	必修	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	2	必修	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	保育・教育心理学	2	必修	
			発達心理学	1	必修	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論	2	必修	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	保育・教育課程論	2	必修	
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法学	2	必修	
		幼児理解の理論及び方法	幼児理解	2	必修	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	保育・教育相談	2	必修	
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	教育実習	5	必修	
		学校体験活動				
		教職実践演習	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	必修	
		17		26		
第六欄	大学が独自に設定する科目		音楽Ⅰ	1	必修	
			音楽Ⅱ	1	必修	
		2		2		

履修上の注意

- ① 教員免許取得のためには、上記授業科目の他に、「英会話」・「中国語会話」・「ポルトガル語会話」から2単位、「健康・運動の科学」「体育実技」「日本国憲法」「パソコン活用Ⅰ」「パソコン活用Ⅱ」の単位修得が必要。

別表第10(第46条の4関係)

准学校心理士資格に係る授業科目

令和2(2020)年以降入学生適用

指定科目の分類(法定)	本学開講科目名	単位数	備考
教育心理学	保育・教育心理学	2	
発達心理学	発達心理学	1	
教育相談	保育・教育相談	2	
特別支援教育	特別支援教育論	2	